

## 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める 意見書

森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。国から配分される市町村への譲与税の使途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

令和元年度からは、森林経営管理制度の開始とともに森林環境譲与税も配分され、手入れ不足の私有林、人工林等に対し、市町村などが主体となり、意向調査や森林整備等が順次着手される等、着実に活用実績は増加しており、この結果を踏まえて造林、間伐等の森林整備を今後さらに本格的に進めていくことが必要となります。また、森林環境譲与税により森林整備を進めることは、山の木材供給力を高め、その結果として木材利用を推進することとなり、地域産業の発展に大きく寄与することも期待されます。

しかし、森林環境譲与税は、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口に応じて配分され譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があるほか、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする地方公共団体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されています。

よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向性で、譲与基準の見直しを速やかに実施することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月16日

岩手県西和賀町議会

《提出先》

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
農林水産大臣